


所管部課	都市建設部 都市計画課	部長	田辺 康弘			
件名	東大和市地域公共交通会議設置要綱の一部を改正する要綱について					
		区分	1 審議事項	○	2 報告事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>東大和市組織規則の一部改正などに伴い、東大和市地域公共交通会議設置要綱の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>①交通会議の構成員について「住民又は利用者の代表者」を「公募による市民」とする。 ②庶務担当部署について「都市建設部都市計画課」を「まちづくり部都市づくり課」とする。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>令和4年4月1日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>①実際の選考方法をふまえた表記とすることで、適切な運用を行うことができる。 ②市の組織に則して、整合性を図ることができる。</p>						
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)						
3. 留意事項 (問題点等)						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続を進めたい。</p>						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。